

茅野遺跡は

縄文時代の

耳飾りセンター



女性にとって美の追求は

永遠のテーマ……………

しんとう

広報

1990年3月号(No.227)

主な内容

茅野遺跡特集……………2ページ
平成元年度予算執行状況……………3ページ
行政・議会・教育あれこれ……………4～5ページ
カメラリポート……………6～7ページ
明日の農業を探る……………8～9ページ
公職選挙法改正……………10～11ページ
くらしの情報……………12～13ページ
こちら保健婦です……………14ページ

村の台所を公表します

平成元年度予算執行状況（平成2年1月1日現在）

一般会計

6億 5億 4億 3億 2億 1億	歳入	歳出	1億 2億 3億 4億 5億 6億
予算現額 () は収入率% 収入済額			予算現額 支出済額 () は支出率%
11億1,369万円	地方交付税	農林水産業費	7億8,952万円
10億6,420万円 (95.6)			2億7,479万円 (34.8)
6億5,332万円	村税	総務費	6億2,882万円
5億1,560万円 (78.9)			2億9,938万円 (47.6)
3億7,555万円	国庫支出金	民生費	4億2,496万円
2,278万円 (6.1)			2億3,767万円 (55.9)
1億8,781万円	財産収入	教育費	3億9,207万円
1億7,305万円 (92.2)			2億5,485万円 (65.0)
1億7,820万円	村債	公債費	2億8,205万円
0 (0)			1億3,588万円 (48.2)
1億5,045万円	県支出金	土木費	2億3,529万円
2,456万円 (16.3)			8,020万円 (34.1)
1億4,996万円	繰入金	衛生費	1億1,607万円
0 (0)			8,470万円 (73.0)
8,258万円	繰越金	災害復旧費	9,378万円
9,360万円 (113.4)			5,891万円 (62.8)
3億2,853万円	その他	その他	2億5,753万円
2億66万円 (61.1)			1億4,593万円 (63.3)
32億2,009万円	合計	合計	32億2,009万円
20億9,445万円 (65.0)			15億7,231万円 (48.8)

歳入の収入率は65%

「財政事情の作成および公表に関する条例」に基づき、村民の家計簿ともいえる村の財政状況（一月一日現在）をお知らせします。

一般会計の当初予算は、歳入歳出ともに二十六億一千八百万円でしたが、その後必要な補正を行ったため、一月一日現在では、ともに三十二億二千九万円となっています。

この予算に対する収入済額は二十億九千四百四十五万円（収入率六五・〇割）、支出済額は十五億七千二百三十一万円（支出率四八・八割）です。

歳入面では、地方交付税や村税、財産収入、繰越金の収入率が高くなっています。一方、歳出面を見ると、全般的に支出率が低くなっていますが、これは、年度の途中であり、建設事業などが完了していないために、事業費など未払いのものが多くあることがあげられます。

なお、いまだ収入と支出が済んでいないものも、五月末日までにはすべてが完了となります。

対談 ■■■ 縄文人の造形美 抜粋

えッ！ 耳飾りは女性がつくったんですか？



池田満寿夫氏

版画家として数々の賞に輝くほか、小説「エーゲ海に捧ぐ」では芥川賞を受賞。映画「窓からローマが見える」の製作や、陶芸も発表するという多彩な芸術家。

縄文時代は、生活に必要な道具は自分たちの手でつくって使っていた。血や壺などは土器で、斧や矢じりなどは石器でつくったように、自然にある石や土などを巧みに加工して利用していました。装飾品であつた耳飾りも土を焼いてつくったもので、これら縄文時代の土器は、世界最古の土器とも言われています。

縄文人の独創的な造形感覚を再認識



小林 達雄氏

縄文時代研究の第一人者。現在、国学院大学文学部教授。日本の旧石器・縄文時代の研究を専攻。論著に「縄文文化の研究」全10巻（共編）等多数がある。

茅野遺跡からは、さまざまな土器や石器などが多数出土しましたが、中でも注目された耳飾りは、最終的に四百五十点が確認され、同時代の遺跡としては、数量的にも例を見ないものとなりました。小林教授は「一カ所からこれほど多く出土したという事は、茅野のムラがこの時代の、耳飾りの供給基地であつた可能性がある」との仮説を立てるとともに、「縄文土器を初めてつくつたのは女性。あれだけの数があつても、ひとつとして同じものがないのは、そこに物語とか思いのたけを込めてつくつたから」と語り、「初めてつくつたのが女性だつたとはショック。あの力強さは男性しか出せないと思う」と池田さんを驚かせました。池田さんはさらに「縄文人のけて他の真似をしない独創性は、深く現代人にアピールする。もう一度日本人は、その造形感覚を見直したいもの」と、縄文土器を再認識した様子でした。

小林教授のいうように、茅野のムラが耳飾りの供給センターであつたとするならば、榛東村は芸術の発祥地といつても過言でなく、私たちの祖先は、縄文から弥生へ、さらに、奈良から平安……そして現代へと続く日本人の美意識、芸術意識のおおもとを築いたと言えるかも知れません。

二人の対談はつきませんでした。が、縄文人の耳飾りは、現在の私たちに永遠のロマンを提供してくれているような気がします。

茅野は芸術の発祥地か 永遠のロマンを提供

それではいったい、どんな人が耳飾りを付けていたのでしょうか。だれもがいただくこの疑問に、小林教授は「耳飾りは上流の女性がしていたらしい。縄文時代は、すでに身分の上下関係が発達していたのでは」という説を唱えています。「中流意識」なんていうのは今に始まったものではないようですね。一方、池田さんは「位の高い女性ほど大型で複雑な耳飾りを付けたようだが、いわば生活必需品ではない装飾品に対する縄文人の異様なまでの情熱と、加工技術の素晴らしさに驚かばかり」と、芸術家としての感想を語っていました。



茅野遺跡から、靴のような形をした長さ約10センチの手燭型土器3点がみつかりました。このランプとみられる土器は、動物の油を燃料に、住居内部の明かりが、祭祀に用いられたものと思われます。

ランプが出土

縄文時代後期から晩期にかけての集落跡が見つかった長岡の茅野遺跡

は、歴史解明上貴重な発掘となりましたが、この遺跡から出土した耳飾りを中心として、1月13日から2月12日までの1カ月間、県立歴史博物館において「縄文人の耳飾り」が特集展示されました（延べ9千人が入館）。また、1月31日には、版画家の池田満寿夫氏と考古学者の小林達雄氏の間で、「縄文人の造形美」と題する対談が行われ、大きな反響を呼びました。その一部を紹介します。



田や畑などの農地を、農地以外の用途（住宅用地や駐車場、工場、資材置き場など）に使う場合や、売買、贈与、貸し借りなど、所有権や耕作権を移動しようとする場合には、農業委員会の許可を受けなければなりません。許可を受けようとする場合は、その月の10日までに許可申請書を出してください。

また、農業委員会では、毎月10日（その日が土、日、祝日の場合は翌日等に変更）を定例相談日と定め、農業委員および事務局職員が相談に応じています。農地の転用や権利の移動、農業者年金、その他農地のことならどんなことでも結構ですので、お気軽にご相談ください。

なお、4月10日（火）の定例相談は、午後1時30分から商工福祉センター多目的ホールで行われます。

毎月10日は農地相談日

権利の移動や転用は許可制度
気軽にご相談ください。



農地相談

Q 農地を住宅用地として使いたいのですが、農地法の手続きはどのようにすればよいのでしょうか。

A 農地を転用し、農地以外の用途に利用しようとする場合は、「農地転用許可申請書」を、村の農業委員会を経由して県知事に提出し、許可を受けなければなりません（同一の事業の目的に使用するため、二ヘクタールを超える農地を農地以外の用途にする場合は、農林水産大臣の許可となります）。農地に畜舎を建てる場合でも、転用許可が必要なのではないでしょうか。

A 畜舎に要する面積はどのくらいでしょうか。この面積が二百平方メートル未満で、しかも、あなた自身が事業をするのであれば、村の農業委員会に届け出をするだけで転用できます。しかし、二百平方メートル以上の場合には、住宅用地などと同じように転用許可を受けなければなりません。

転用しようとする農地が、農振地域法に定める農用地区域内にある場合は、事前にこの区域からの除外手続きが必要となりますので、十分注意してください。

議/会/だ/よ/り

平成元年度一般会計 補正予算を可決

第2回臨時村議会



◆平成元年度一般会計 補正予算

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ一千四百二十二万円を追加し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ三十二億三千五百一十一万円としました。

歳入 入で増えたのは、財政調査整備基金の取りくずしによる繰入金五百三十六万円、県支出金二百九十六万円、国庫支出金二百九十九万円などです。

歳出 出では、土木費四百六十六万円、教育費三百五十五万円、総務費二百七十七万円が増えました。

受賞を喜ぶ関係者のみなさん
前列左から3番目が柳岡団長



消防団が表彰旗を受賞

平成元年度の日本消防協会定例表彰式が、このほど、東京都にある日本消防会館で開催され、優良消防団として榛東村消防団が「表彰旗」を受賞しました。

この表彰旗は、日ごろの消防活動等が特に優れ、地域社会に大きく貢献している消防団に対して贈られるもので、本県からは唯一の受賞となりました。

また、消防団長の柳岡稔さん（4区）は、長年にわたって消防団活動に尽くした功績が認められ、県消防大会の席上、県知事表彰に輝きました。

農村フォーラム

低迷を続ける農業の活性化策を探ろう——このほど村では、農協とタイアップして「農業と農村活性化のためのフォーラム」を開催しました。

このフォーラム（討論会）は、現在の農業経営の状況や今後の課題、活性化のための方策などについて、みんなで意見を出し合おうと企画されたもので、現在、専業農家として活躍している24人のみなさんのほか、県や村、議会、農業委員会、農協の関係者らが出席しました。



危機打開は行政、農協、農家が一体で

農業農村フォーラム開催

この日は、県農政部農政課長の清水敏見さんの基調講演を聞いた後討論会に入りましたが、農業経営が苦境に立たされているとあって、農家のみなさんからは、さまざまな意見や要望が出されました。

意見の中には、養蚕の今後の見通しや牛肉が自由化になった場合の影響、遊休農地の活用方法、畜産環境対策など、現実的に差し迫った問題が多く見られましたが、最後は、このフォーラムを定期的に開催していくことで意見が一致しました。



議論が尽きなかった農業農村フォーラム（商工福祉センターで）

成果発表——和太鼓による記念演奏



学びあい、ともに
生き甲斐を求めよう

生涯学習村民大会

働くだけの時代から、余暇を有効に活用し人生を楽しく過ごす時代へ——村では、村民の「生涯にわたって学び続けたい」という学習意欲の高まりを受け、公民館事業を中心に、趣味の講座や各種の教室、講演会などを年間を通して開催して



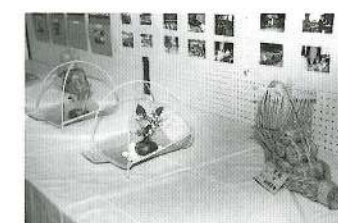
参加者による体験発表

いますが、どの教室も多数の村民が学んでいます。また、受講者層をみると、勤労者はもとより、家庭に働く主婦やお年寄りにいたるまで幅広い層にわたっており、生涯学習の機運はますます高まりをみせています。

村では昨年、この機運を全村に広げようと生涯学習推進協議会を組織し『生涯学習村民大会』を開きましたが、ことしも2月25日、農民研修館を会場に2回目の生涯学習村民大会が開かれました。

「学びあい、ともに生き甲斐を求めよう」をテーマにしたこの大会は、記念講演のほか、各種教室や講座の成果発表、さらに、体験発表や団体の現状と課題発表などが行われました。

なお、公民館では、県の生涯学習センターとのオンライン化により、事業や指導者、教室、催し物、施設、団体・サークルなどの情報を、即座に



成果発表作品展

詳しく紹介できるようになっていますので、お気軽にご利用ください（生涯学習に関する問い合わせは、公民館まで☎54-2573）。

生涯学習

わだいにしひがし

取材します

保では、みなさんからの
おたよりをおまちしていま
す。みなさんの身近なところ
にある話題やできごとなど、
広報しんとうに掲載して
みたいものがありません。ど
しどしご連絡ください。取
材にうかがいます。連絡は
企画広報課・広報係
☎54-2211まで。

お母さんも消防士

7区15班で自治消防団

「位置につけ」、「操作はじめ」
「よし」……みるみるうちに消防
ホースが延びて行き、三十秒もた
ないうちに放水——7区の十五班
（十三世帯）では、全世帯員が消防
士となり、村内でも珍しい自治消防
組織を編成しています。

七区の十五班は、四年前、民間資
本による住宅団地造成によって誕生
したのですが、勤労世帯が多く、昼



自治消防団を組織する7区15班のみなさん

間はどこの家も留守になりがち。し
がた、万一火災が発生した場合発見
が遅れがちになるため、被害が大き
くなるのが予想されます。そこで、
班では二年ほど前、万一の場合の被
害を最小限に食い止める方法はない
ものかと意見を持ち寄った結果、自
治消防団をつくることになりました。
この自治消防団の消防士は、各世
帯のお父さんとお母さん方。とい
うのは、昼間はだれが家に残ってい
るか分からないので、残っているだ
れでもが動けるようにしておこうと
いうもの。以来、毎月一回休日を利用
して、定期的な合同訓練が続けられ
ています。はじめのうちはぎこちな
かった動きも、訓練を重ねるうちに
敏速になり、今では、号令がかかっ
てから放水されるまでに要する時間
が三十秒程度と、まるでプロ並み。
団地のみなさんは「定期的な訓練
を重ねるうちに、班員相互のコミュ
ニケーションが生まれました。それ
に、日常生活の中でも火災予防意識
が芽ばえ、火の元には特に気をつけ
るようになりました」と口をそろえ
ています。



「放水はじめ」の号令から30秒足らずで
ご覧のとおり。心強いですね。

わだい・できごと・もよおし

お母さんやお父さんが働いているため、日ごろ、時間
的なすれ違いが多い母子・父子家庭のみなさんに、料理
づくりを通して親子のふれあいを図ってもらおうと、2
月11日、農民研修館で親子ふれあい料理教室が開かれま
した。

この日は、ぶた肉のまぜご飯やキャベツのサラダ、サ
ツマイモとレーズンのミルク煮など、子どもたちでも簡
単につくれるメニューに挑戦。料理が作り終ったあとは
みんなで賞味にあずかりましたが「おいしい。これなら
家でも簡単にできるね」と、楽しいひとときを過ご
していました。

料理づくりでふれあいを

親子ふれあい料理教室



自分たちでつくった料理に舌つみ
「うん、これはいける」



ホットな戦いが繰り広げられた村の
かるた大会——農民研修館で

上毛かるた大会 ハイライト

【第21回上毛かるた大会】
団体戦 ▼低学年（小1・2年）の部
①9区②1区③10区北▼中学年（小3
・4年）の部①1区②9区③5区▼高
学年（小5・6年）の部①7区②1区
③9区
個人戦 ▼中学年の部①星野加奈（3
区）②岸 志治（2区）③風間陽子（16
区）▼高学年の部①道上智仁（2区）
②善養寺かおり（1区）③関口俊行（7
区）
【第18回北群馬郡上毛かるた大会】
団体戦・高学年の部②7区

村内みてある記・たずねある記

西ドイツでプロサッカー選手として活躍した奥寺康彦
先生を講師に迎えての、村民文化大学地域講座が、2月
17日農民研修館で開かれ、200人が受講しました。

奥寺先生は、サッカーとの出会いにはじまり、社会人
サッカーから西ドイツのプロチームに移籍するまでの経
過や、プロに入ってからのエピソードなどを披露し、受
講生に深い感銘を与えていました。

チャレンジ精神で ぶつかれ



山あり谷ありだった選手
時代のエピソードを披露
する奥寺先生（上）



将棋は五年連続優勝

北群馬郡囲碁・将棋大会

熱戦が繰りひろげられました



第十九回北群馬郡囲碁・将
棋大会が、二月四日、吉岡村
コミュニティセンターで開か
れました。
この大会は、囲碁将棋とも
七組にわかれ、各町村のリー
グ戦によって順位が競われま
した。
将棋の部では、昨年まで四
年連続団体優勝を誇る本村が
二組で一位になるなど、こと
しも圧倒的な強さを見せつけ、
五年連続優勝を飾りました。
囲碁の部では、一組で一位
になり、団体でも三位となり
ました。

スポーツ

第8回群馬県小学生バレーボ
ール新人戦大会・北毛支部予選が、
2月12日、吉岡村の社会体育館で
開かれ、本村から出場した榛東
ジュニアバレーボールクラブが、総
合で3位に入り、見事県大会出場
をきめました。

団員募集

榛東ジュニアバレーボールクラ
ブでは、新入団員を募集していま
す。入部を希望される方（小学6
年生まで）は、☎54-4885星野さ
んまで。

3位に入り県大会に

小学生バレーボール新人戦支部予選



県大会出場を決めた榛東ジュニア
バレーボールクラブのみなさん

も榛中は堂々四位に入賞しました。
一方、同じくこの大会に出場した一年生の池田
一博くんは、五百秒で44秒83のタイムで六位に入
賞しました。なお、池田くんは47秒00の標準記録
を突破したため、先月北海道で行われた全国大会
に出場しました（惜しくも決勝進出ならず）。



榛中1年
池田一博くん



榛中3年
鈴木正美さん

池田くんが全国大会出場 鈴木さんは二種目三位

中学生
スケート

県の中学総体スケート
大会が、このほど、伊香
保ハイランドスケートセ
ンターで行われ、榛中か
ら出場した三年生の鈴木
正美さん（十四区）が、
千秒で1分43秒75、千五
百秒で2分40秒17ともに
三位に入賞しました。ま
た、鈴木さんの活躍で、
女子の学校対抗において

軟式テニスクラブ主催による第1回榛
名森林テニスリゾート軟式テニス大会が、
2月25日と今月4日の2日間にわたり、
榛名テニスリゾートで行われました。こ
の大会は、軟式テニスを幅広い層の人に
楽しんでもらおうと企画されたもので、
成績は次のとおりでした。

【一般男子】①高野尚人・石田章字組②青
木孝一・後閑得雄組③清水敏夫・岩崎隆
盛組、土屋鉄造・土屋清組【家庭婦人】①
善養寺登美子・近林きみ子組【中学生男
子】①広瀬徹・佐藤晃一組②西野令慎・
水上欣彦組③関口健一・大塚聖史組、清
水茂典・伊与久圭組【同女子】①森田美代
子・高橋由美組②齊藤美穂・山口明子組
③羽鳥由香・森田絵里組、小池弘美・高
野辺千恵組

高野・石田組が優勝

第1回榛名森林テニスリゾート
軟式テニス大会



熱戦のよう——榛名テニスリゾートで

水田面積の38%も減反 米のほかに何をつくれば……

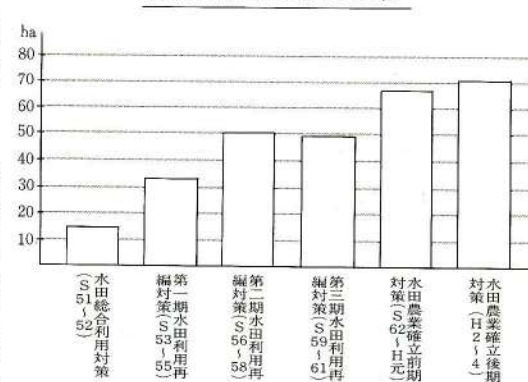
水田農業後期対策の
転作割当は70.8 ha

減反——これは、国の農業政策が、農家の人から「政とか酷政」と批評される元凶となった政策と云われています。

昭和四十六年に「米の生産調整がスタートして以来、この減反政策は、『稲作転換対策』（昭和四十八年～五十年）、「水田総合利用対策」（五十二年～五十二年）、「第一期第三期水田利用再編対策」（五十二年～六十一年）、「水田農業確立前期対策」（六十一年～六十二年）と続いたように、名称をかえながらも脈々と現在まで続いています。内容も、当初の「米をつくるな」「減反」から、「米以外のものをつくれ」「転作」というように変化してきました。また、全体の減反（転作）割当面積にいたっては、右下のグラフに示すとおり名称をかえるたびに増え続け、農家にとってはますます厳しいものになっています。

平成二年からは「水田農業確立後期対策」（同四年まで）が新たに始まりますが、本村への転作割当面積は七〇・八ヘクタールに及んでいます。この面積は、村全体の水田面積の実に三八割に当たるものです（いずれも畦畔を除く）。「自分の水田なのに好きなように米がつかれないなんて……米のほかにいったい何をつくれ」とい

減反割当面積の推移



うのか——農家のみなさんのいきどおりとも嘆きともつかない言葉の前に、こしも又、各農家に転作が割り当てられました。これも国の政策である以上止むを得ず、大変心苦しいのですが、ご協力をいただかなければなりません。

ポスト水田がカギ

ポスト水田——いま、農家のみ



作る農地があってもつくる作物がない

本村における、平成元年度の転作状況は左の円グラフのとおりですが、これを見ても分かるとおり、転作物は多岐にわたっており、国や県の「統一作物の団地化」指導とは裏腹の結果となっています。他の町村で

景観形成作物も転作の対象に

水田農業確立後期対策では、花などの景観形成作物（収穫を目的としない）も転作の対象となり、助成補助金が交付されることになりました。そこで、花いっぱい運動を推進している本村では、村のイメージアップと地域づくりに役立てようと、この景観形成作物を推奨してことにしました。

花の種類には、湿気地に適し、一度植えると毎年生える花菖蒲を選びました。花菖蒲は消毒がいらず手入れも簡単で、しかも、毎年転作対象となり助成補助金が交付されます（詳しくは産業経済課まで）。

- 借りた場合**
- ①農用地を買っても借りても農地法の許可がいりません。
 - ②契約期間中は安心して耕作できます。契約更新もOKです。
 - ③農業施設用地への転用を目的とする農地の売買、賃借の場合、農地法の転用許可はいりません。
 - ④不動産取得税は取得価格の三分の一が控除されます。
 - ⑤農用地を買って登記する場合は、登録免許税が千分の二十になります。
 - ⑥農地取得資金が一千七百万円まで借りられます。
 - ⑦小作料を一括前払いした時は、無利子の経営規模拡大資金が借りられます。

この制度についての問い合わせは、役場・産業経済課まで
☎ 五四二二二

貸して安心 借りて安心

農用地利用増進事業

農用地利用増進事業は、約束の期限がなくと離作料もなしで必ず返ってくる、新しい農地の貸し借りのシステムです。従来、農地はいったん貸すと地主になかなか返ってこないと言われましたが、この事業は、貸した農地が必ず貸し手に返ってくるという保障を与え、安心して農地の貸し借りができる「制度」として仕組まれています。

それでは、この制度のメリットと特典の中から、主なものをいくつか紹介しましょう。

貸した場合

- ①農用地を買っても借りても農地法の許可がいりません。
- ②小作地所有制限にならず、市町村外でもOKです。
- ③期限がくれば離作料なしで必ず返ってきます。
- ④農用地利用増進計画によって農用地を売った場合、譲渡所得から五百万円が控除されます。

借りた場合

シリーズ ③ チャレンジ農業



「それまでは米麦と養蚕が中心だったんですが、米の減反は始まるわ養蚕は低迷するしで、このままのスタイルが続いていたのではとても食べていけないと思い、ハウス栽培に切り替えることにしたんです。おやじを説得するのに3年かかりました。それに、自分でも本当に勇気がいりました。」——こう話すのは15区の金井佐則さん（45歳）。昭和50年からハウス栽培による野菜づくりを取り入れています。

広馬場の八ノ海道十字路を群馬町方面へ下っていくと、道路左端に野菜の直売所があるのをご存じの方も多いいと思います。観光農業「宮室の里」の直売も兼ねるこの販売棟で、金井さんはイチゴを中心に四季折々の野菜を直売しています。金井さんが本格的に生産直販方式を取り入れたのは今から7年ほど前。イチゴの導入にともない、運搬時の荷傷みを防ごうと作業所を

野菜の直売で活路

15区の金井佐則さん



イチゴの収穫に忙しい金井さん夫婦

つくったところ、どこからともなくイチゴを買いにくるお客が。「驚ろきましたね。宣伝もしないのに、口コミで次から次へとお客さんがくるようになったんですよ」。いまでは群馬町や前橋、高崎などにいる固定客が300人を超えるそうで、「18アールのイチゴが予約で売り切れてしまうほど」とうれしい悲鳴をあげています。

「農業ってやり方次第だと思うんですね。創意工夫と努力があれば、まだまだやっていけますよ。お客さんを大切にしようとする努力が実ってか、この直売所は、お客さんと私たちのコミュニケーションの場であり、ときには身の上相談所にもなったりしています」。

明るく笑う金井さん夫婦を見ると、農業には捨てがたい魅力がまだまだたくさんある気がします。



「お客さんとのコミュニケーションが楽しめ」という直売店は、客が絶えない。

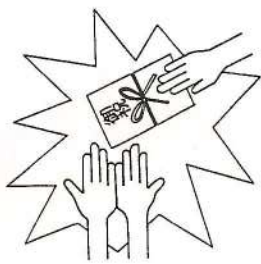


表1 投票所別投票率

投票所	投男	票女	率全体
第1	81.77%	86.63%	84.21%
第2	86.67	89.73	88.22
第3	81.35	83.97	82.64
第4	84.66	85.83	85.25
第5	94.62	100	94.95
第6	81.73	82.01	81.87
全体	84.39	85.75	85.04

表2 候補者別得票数

候補者名	得票数
福田康夫	2,275
山口鶴男	1,216
小淵恵三	1,133
中曽根康弘	1,050
白石健一	703
宇津野洋一	229
佐藤国雄	204
無効投票等	67
合計	6,877
当日有権者数	8,087



政治家に対し、寄付を出すように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫して、あるいは、政治家の当選や被選挙権

有権者が、威迫して、あるいは、政治家を陥れる目的で寄付を求めると処罰されます。

A 罰則をもって禁止されます。

Q 町内会の役員が、町内の人たちが全員にお祭りの寄付を募る場合、町内の政治家に対して寄付を求めることはできますか。
A できません。この場合、政治家を威迫して寄付を求めた場合は処罰されます。
Q 政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられます。
A 政治家は、選挙区内にある人に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状や暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含む）を出すことは禁止されます。

政治家は、選挙区内にある人に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状や暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含む）を出すことは禁止されます。

政治家や後援会が、有料のあいさつ状を出すことは処罰されます。
政治家や後援会（いわゆる後援会）が、選挙区内にある人に対するあいさつを目的として、新聞や雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告（いわゆる名刺広

政治家や後援会が、有料のあいさつ状を出すことは処罰されます。

A はがきの内容が、議会報告に時候のあいさつを付け加えた程度のものであれば、禁止される時候のあいさつ状にはあたらないと考えられます。

Q 答礼のため、印刷した寒中見舞状に政治家が署名したものを、選挙区内の人に出すことはできますか。
A 自筆によるものとは認められませんが、署名したものは、議会報告をする際、時候のあいさつ（例、暑中御見舞申し上げます）を書くことも禁止されています。

Q 答礼のため、印刷した寒中見舞状に政治家が署名したものを、選挙区内の人に出すことはできますか。
A 自筆によるものとは認められませんが、署名したものは、議会報告をする際、時候のあいさつ（例、暑中御見舞申し上げます）を書くことも禁止されています。



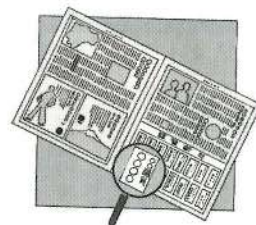
す。

政治家が、政策広告を新聞に有料で掲載させることはできますか。
A 政策広告は、一般的には、あいさつを目的とする広告にはあたらないと考えられます。

Q 政治家の親族が死亡した場合、選挙区内の人に対する死亡広告を新聞に有料で掲載させることはできますか。また、会葬御礼の広告はどうですか。
A 単に事実を通知する死亡広告には差し支えありませんが、会葬御礼の広告は、あいさつを目的とする広告にあたりますので、罰則をもって禁止されます。

Q 政治家が、政策広告を新聞に有料で掲載させることはできますか。
A 政策広告は、一般的には、あいさつを目的とする広告にはあたらないと考えられます。

Q 政治家の親族が死亡した場合、選挙区内の人に対する死亡広告を新聞に有料で掲載させることはできますか。また、会葬御礼の広告はどうですか。
A 単に事実を通知する死亡広告には差し支えありませんが、会葬御礼の広告は、あいさつを目的とする広告にあたりますので、罰則をもって禁止されます。



告など）を出すことは処罰されます。また、政治家や後援会に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

今回の改正で分からない点がある場合は、選挙管理委員会事務局（総務課内）までお問い合わせください。

Q 後援会が、選挙区内の人の家の新築祝いを出すことはできますか。
A 新築祝いは、祝儀にあたりますので罰則をもって禁止されます。
Q 後援会は、その会員の葬式であっても、花輪や香典を出すことができないのですか。
A 選挙区内にある者に対しては、罰則をもって禁止されます。

後援会が、選挙区内の人の家の新築祝いを出すことはできますか。
A 新築祝いは、祝儀にあたりますので罰則をもって禁止されます。



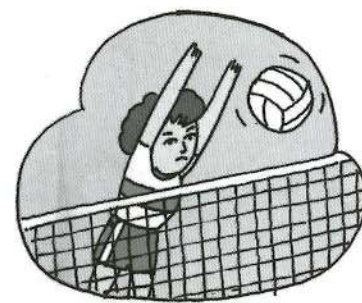
後援会が花輪や供花、香典、祝儀、その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄付以外の寄付をすると、その時期のいかに問わず処罰されます。

違反には罰則

お金のかからない政治・選挙のために「贈らない」「求めない」「受けとらない」

私たちは、選挙を通して国や地方の政治に参加しています。しかし、現実には、政治家の寄付行為などによって選挙が左右されるなど、必ずしも民意が正しく反映されているとは言えません。そこで、お金のかからない政治の実現と選挙の公正を確保しようと、このほど公職選挙法が改正され、この2月1日から実施されています。今回の改正では、政治家の寄付行為を罰則をもって禁止したり、有権者にも、寄付を強要した場合の処罰規定を設けるなど、すべての国民が一体となって取り組まなければならない内容となっています。

「贈らない」「求めない」「受けとらない」の三不運動を繰り返し、真に民主的な政治、正しい選挙が行えるようにしたいものです。



ママさんバレーや野球大会への差入れ



入学・卒業・就職・結婚・出産などのお祝

政治家は、寄付をすると処罰されます。

政治家（国会議員や知事、県議会議員、市町村長、市町村議会議員などの公職の候補者、これから公職の候補者になる人とする人、現在これら公職にある人）が、選挙

区内にある人に対して寄付をすること（政党や親族に対するもの、および、政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償）注1は除かれる。は、どんな名義をもってするものでも禁止され、次のものを除いてすべてが罰則の対象となります。

- ① 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
- ② 政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典
- ③ ①や②であっても、選挙に関係している場合や、通常一般の社交の程度を超えている場合は、処罰の対象となります

Q 政治家が、町内のお祭りに寄付したり、各種の会合にお酒を差し入れると処罰されるのですか。
A 処罰されます。なお、処罰されると公民権（選挙権、被選挙権）停止の対象となります。

Q 政治家の秘書や配偶者などの親族が葬式に代理出席して、政治家の香典を相手方（選挙区内にある者）に出すことができますか。
A 政治家本人が自ら出席し、その場において出すことになりませんので、処罰されません。

政治家が出席を予定している結婚披露宴の祝儀を、事前に相手方（選挙区内に住む人）に届けることはどうですか。
A 政治家本人が自ら出席し、その場において出すことになりませんので、処罰されません。

政治家は、寄付をすると処罰されます。

くらしの情報

募集します

●橋名募集●

橋の名付け親になりませんか

利根川橋梁新設促進期成同盟会（榛東村、吉岡村、伊香保町、前橋市で構成）では、吉岡村大久保と前橋市川原町間の利根川に架ける橋（約830m）の名前を、次のとおり募集しますので、ふるってご応募ください。

応募方法

ハガキに橋名と簡単な命名理由、住所、氏名、年齢を明記して、6月30日までに役場・企画広報課までお送りください。

●自衛官募集●

国の守りが任務

自衛隊では、次のとおり2等陸・海・空士（女子は海・空士のみ）を募集しています。

性別	応募期限	試験日	試験会場
男子	3月31日	毎月～金	群馬駐屯地他
女子	5月31日	6月上旬	群馬地連

問：自衛隊群馬地方連絡部

☎0272-21-4471まで

担保、相談等における基準価格等

▶費用：無料です

●障害者雇用継続助成金

中途障害者の雇用安定

企業に在職している従業員が、業務災害、交通事故、疾病等により障害者となった場合に、その方を退職させないで雇用を継続するときは、その事業主に対して助成金等を支給して、中途障害者の雇用の安定と社会復帰の促進を図る制度があります。

もし、そういう事例が発生したときは、最寄りの公共職業安定所か、下記までお問い合わせください。

（社）群馬県障害者雇用促進協会

☎0272-24-5766

●県民の声相談室

9 1 1 0
シャープ きゆう いち いち まる

警察の「県民の声相談室」では、県民からの各種相談に適切に応じるため、プッシュホン式電話を利用する場合に限り、覚えやすい全国統一番号「#9110」（シャープきゆういちいちまる）を開設しましたので、ご利用ください。

ご利用ください

●地価評価無料相談会

4月は土地月間

土地は、国民の生活その他の諸活動にとって、その基盤となる限られた貴重な資源です。このため、土地についての基本的な考え方を国民共通の認識として確立するため、昨年12月に「土地基本法」が施行されました。

この法律では、土地の取得や利用に当たっては公共の福祉を優先させることとし、計画的な利用、投機的な土地取引の抑制、利益負担などを定めています。

この法律の理念をみなさんに理解していただくために、4月を「土地月間」として定め、次のような地価評価無料相談会が行われます。

▶日時：4月4日（水）

AM10:00～PM4:00

▶場所：前橋会場

群銀前橋支店1階ロビー

高崎会場

高崎市役所1階第一会議室

▶相談内容：土地の売買、賃貸借、



ご理解を

●国民年金●

保険料が4月から
月額 8,400円に

国民年金制度は、働く若い世代がお年寄りを支え、働く世代が年をとったときには、次の世代が支えてくれるという「世代

と世代の助け合い」で成り立っています。

急激な高齢化社会を迎える中で、多くの受給者を支えるためには、給付額と保険料のバランスを保つ必要があります。年金制度を将来とも健全に運営していくために、みなさんのご理解をお願いいたします。

4月休日当番医

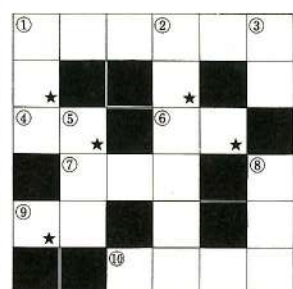
	内 科	外 科	耳鼻科	歯 科
1日	湯浅医院 (辰巳町) ☎23-0134	厚成医院 (石原) ☎22-1060	慶生医院 (辰巳町) ☎22-0210	森 医 院 (石原) ☎23-8733
8日	中野医院 (坂下町) ☎22-1219	中沢医院 (川島) ☎23-6927	関口病院 (辰巳町) ☎22-2378	佐藤医院 (吉岡村) ☎54-2756
15日	高井医院 (下之町) ☎22-0076	阿部医院 (八木原) ☎25-1211	桜井病院 (東町) ☎22-2360	小松医院 (辰巳町) ☎22-0961
22日	奈良医院 (東町) ☎25-1155	船曳医院 (子持村) ☎53-2530	齊藤外科 (金井) ☎22-1678	川島医院 (長塚町) ☎22-2421
29日	北毛病院 (有馬) ☎24-1234	阿部医院 (子持村) ☎25-0758	西沢外科 (大崎) ☎22-0261	森 医 院 (石原) ☎23-8733
30日	コオノ医院 (坂下町) ☎22-0171	原沢医院 (伊香保) ☎72-2503	宮下外科 (上郷) ☎23-3021	福島歯科医院 (金井町) ☎22-0154

※耳鼻科は診療時間が正午までです。

広報クイズ

今月もがんばってください。家族みんなで解いてね。応募方法は回答紙に書いてあります。三月三十一日までに応募してください。正解者の中から抽選で三十人に記念品をお贈りします。

★たてのカギ★



(★をつなげてひとつの言葉にしてください)

①この時期、くしゃみ、鼻みず目のかゆみなどがおこる病気にいったら？
④最近少なくなりました。ちっちゃくて、人間の血を吸います。
⑥お祝いのときに割るのは？玉。
⑦これを入れておくと暖かいよ。
⑨ペンキを塗るとき使うもの。

前回の答えと当選者

⑩お母さんたちのくだらない世間話を？会議という。
①この時期、くしゃみ、鼻みず目のかゆみなどがおこる病気にいったら？
④最近少なくなりました。ちっちゃくて、人間の血を吸います。
⑥お祝いのときに割るのは？玉。
⑦これを入れておくと暖かいよ。
⑨ペンキを塗るとき使うもの。



①区田中トミ(93)佐藤典彦(29)清水映衣(5)善養寺友徳(11)2区岩田千枝(9)3区星野りえ(7)岩田照次郎(36)高野

あなたのこよみ

ダイヤルメモ	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10
役 場 54-2211	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火
教育委員会 54-2573										
農研研修館 54-2211										
商工福祉センター 54-2211										
商工会 54-2488										
ふるさと公園										
問い合わせ										
保健-保健年金課										
社協-社会福祉協議会										
住民-住民課										
教育-教育委員会										
農業-農業委員会										
公園-ふるさと公園										

わたしの暦

9	8	7	6	5	4	3	2	1	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	30	月
月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	曜
小・中学校入学式			心配ごと相談所	保育園入園式			健康相談 (対象：広く一般)			身障つらい (歌謡ショー)	保育園卒園式			健康相談 (対象：広く一般)		役場閉庁日 婦人会総会			春分の日	1区健康相談 (対象：1区々々民)	行事内容
			4 PM 1時30分	AM 10時			2 PM 受付 30分			一部PM1時 二部PM6時	AM 9時			2 PM 受付 30分		PM 1時				2 PM 受付 30分	時間
			商工福祉センター	3 園			役場保健室			議室 研修館大会	3 園			役場保健室		研 修 館				1区コミセ	場所
			社協	園保育			保健			住民	育 各 園保			保健		研 修 館 教育				保健	間
8 生 区 1			20 生 区 9	8 生 区 1	8 生 区 1	20 生 区 9	8 生 区 1			20 生 区 9	8 生 区 1	20 生 区 9	20 生 区 9	8 生 区 1		20 生 区 9	8 生 区 1			20 生 区 9	ゴミ

肥満にご用心

あなたは肥満？
それとも正常？
成人者の場合、身長から一〇〇を引いた数値が標準体重の目安とされていますが、健康な状態であれば、その数値の一割増くらいまではふとっていてもよいと考えられています。

あなたの食べ方は
ど・ち・ろ？

食品の好みでは
●肉や油っこいものが大好き
●甘いものが大好き
●ご飯やパン、めん類が大好き
●ジュースや炭酸飲料が大好き
●野菜や海藻はあまり好きではない

エネルギー早見表
●お菓子のエネルギー量は...
●嗜好飲料のエネルギー量は...
●アルコールのエネルギー量は...
とりこむのは簡単、減らすのは大変!!

太らない食べ方は
ふとらないためには、ふとる食べ方の逆の食生活をすればいいわけ
★食品の好みは急に変えられなくても、甘いものや穀類は控えめにする。
★野菜や海藻類をできるだけ多

料理は...
★何でもたつぷりないと物足りない
★少し多いときでも残さないで食べる
★おいしいものには目がなく、味つけも濃いめを好む
★食習慣では
▼朝食は、よくかまない。
▼朝食は、昼や夕ごはんをドカ食いする
▼間食が多い
▼夜おそくの夜食が多い
★夕食は少し軽くする。
★今までの食習慣を急に変えようとすると長続きしませんから、少しずつ、できるところからはじめましょう。

広報しんとうクイズ解答用紙

この用紙に答えを書き、区、氏名、年齢、世帯主名を記入して北小、南小、榛中、農民研修館に置いてある箱に入れるか、役場企画広報課までお送りください。正解者の中から抽選で30人に記念品をお贈りします。

しめ切りは3月31日です。

区 氏名
年齢 世帯主名

クイズ解答用紙のマス目と星印

(★をつなげてひとつの言葉にしてネ)

意見・通信欄
村政に対するご意見、要望、質問、提案などがありましたら、どんなことでも結構です。裏面を利用してお寄せください。



一席に入選した昨年の12月号

広報しんとうが
一席に入選

群馬県市町村広報コンクール

平成元年度の群馬県市町村広報コンクールにおいて、広報しんとうが町村Iの部(人口1万人以上)で第一席に入選し、4月に開かれる全国広報コンクールに、県の代表として出展されることになりました。

村では、これにおごることなく、今後もみなさんの暮らしに役立つ広報紙をお届けしたいと考えていますので、ご指導とご協力をよろしくお願いいたします。

編集室
先月号で、畜産振興と悪臭問題を取り上げたところ、何人かの方から電話をいただき、村がかかえていた問題や行政だけでなく、村がどのような方向に進んだらいいのか、などといったところをみなさんにお知らせし、ご意見を聞き、そして、その結果行政が何をしようとするのかを又お知らせする。これが広報紙の役目です。みなさんが、日ごろ行政に対して思っていることや意見、提案をお寄せください。みなさんの一言によって村が変わるかもしれない。村づくりは、行政だけでなく、みなさん一人ひとりが参加してはじめてできるものではないでしょうか。(早)

Table with 2 columns: District (区) and Name (氏名). Lists winners from various districts like 1区 深津 宇佐美さん, 2区 梶間 瑛美里ちゃん, etc.

ご面倒ですが ご協力を

法務省と厚生省では、平成2年度の人口動態職業・産業調査の実施にともない、平成2年4月1日から平成3年3月31日までの間に出生や死亡、死産を届け出られる方と、この期間に婚姻と離婚の届けをされる方に対し、届書に職業の記入をお願いすることになりました。主旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。